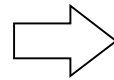


主な成果と課題

○目標

【第4次計画】

- ・適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶



【第5次計画】 ※4次を引き継いでいる

- ・適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶

群れ数・個体数

		R3	R6	※
西湘	群れ数	3		1
	個体数	36		19
丹沢	群れ数	10		8
	個体数	311		312
南秋川	群れ数	4		2
	個体数	239		103
計	群れ数	17		11
	個体数	586		434

※ほかに岡津古久集団5頭程度

農作物被害額

〔上段：被害額、下段：被害面積〕

地域個体群	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度
西湘	4,144千円	937千円	961千円	793千円	2,563千円	588千円
	1.1ha	0.2ha	0.2ha	0.2ha	0.6ha	0.1ha
丹沢・南秋川	4,524千円	856千円	622千円	1,365千円	674千円	4,936千円
	1.0ha	0.2ha	0.2ha	0.4ha	0.2ha	0.9ha
計	8,668千円	1,793千円	1,583千円	2,158千円	3,237千円	5,524千円
	2.1ha	0.4ha	0.4ha	0.6ha	0.8ha	1.0ha

(単位：件)

地域個体群	区分	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度
西湘	生活被害	248	330	455	330	148	118
	人身被害	13	13	7	14	4	11
	小計	261	343	462	426	152	129
丹沢・南秋川・その他	生活被害	112	88	104	123	116	210
	人身被害	4	0	1	1	3	1
	小計	116	88	105	124	119	211
合計	生活被害	360	418	559	453	264	328
	人身被害	17	13	8	15	7	12
	小計	377	431	567	550	271	340

○成果

- ・効果的な被害防除対策がとられた地域では、農業被害の軽減につながった（電気柵と追い払いを併せた実施、市町村をまたいだ合同追上げなど）。
- ・群れごとに計画的に個体数調整を行った結果、群れを分裂させることなく規模の縮小や除去をすることができ、地域個体群の適正配置を進めることができた。（別紙1「行動域の変遷」）
- ・西湘地域については、一部の群れ（H群）を除去したことで、農業被害が減少した。

●課題

- ① 西湘地域個体群はT1群のみとなっているが、行動域の大部分が人家や農地周辺となっており、市街地の利用頻度が高くなるなど、加害性が高くなっており、湯河原町や地域からは除去の要望が出されている。（別紙2「T1群について」）
※改正ガイドラインで地域個体群について整理される想定があったが、定義されずに湯河原町周辺が要配慮地域と整理された。
- ② 丹沢地域個体群では、群れを除去した地域に、隣接の群れが侵入して被害が再発生している。
- ③ 南秋川地域個体群では、隣接都県と管理方法に統一がとれていない。
- ④ 捕獲の必要な群れにおいて、警戒心が高い個体が増え、捕獲の難易度が上がっている。

(市町村からいただいた主なご意見)

- ・「管理困難な群れの除去」に加え、「既存の群れの分裂により生じ、生活被害等を頻繁に引き起こす新たな群れ」も除去対象として追加（新たな群れの出現は、市町村の人的・財政的負担が増え、追い払い等の対応がしきれない。）
- ・T1群の除去（加害性が増すばかり）
- ・「広域防護柵」については、可能であれば等の追加文言（設置が難しい地域がある）。

(学識経験者からいただいた主なご意見)

- ・消滅の可能性のある西湘地域個体群について、調査や記録の必要。
- ・群れが除去された地域や、自家用栽培の農地の対応の必要（新規就農者の被害が散見）。
- ・耕作放棄地や放棄果樹の対策支援の必要（高齢化などで農家自ら対応できていないケースあり）
- ・群れの下限や残す群れの設定（被害の拡大を受けて群れの除去を繰り返すと、全てのサルが消滅する懸念）
- ・実施体制が不十分な地域において、地域個体群の存続のために群れを残す場合には、県による被害対策の実施の必要。

6次計画の方向性（課題を踏まえて）
※今後、部会の議論を踏まえて検討

1 目標（5次計画の目標の継続）

- ・地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人の棲み分けを図るために、「適正な生息域及び規模による群れ管理を通じた地域個体群の管理」の考え方を継続する。

【目標】

- ・適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶

2 取組内容

- ・被害防除対策（集落環境整備、農地への防護柵、広域防護柵、追い払い、加害個体捕獲）

- ・群れ管理（追い上げ、個体数調整、管理困難な群れの除去）
※西湘地域個体群の管理方針の中でT1群の管理の方向性について示す（課題①）。方向性（案）：管理困難な群れとしての除去も含め、対策実施状況、被害状況を踏まえて判断（状況に変化がみられない場合は除去等）。除去とする場合においては、遺伝的交流に配慮した捕獲方法を検討するとともに、その後も、他の群れとの遺伝的交流への影響を注視していく。また、西湘地域個体群の除去にいたった経緯を整理する。
※引き続き、隣接都県との会議で情報共有を図っていく（課題③）。
※群れを適正配置とするため、分裂して新しく行動域を作った群れを除去の対象とすることを検討する。
※南秋川地域個体群は、関東山地全体の個体群と連続する全体像を把握し、示していく。

- ・生息環境整備（人工林の間伐や混交林化）
※別紙資料参照。
- ・モニタリング（生息状況、被害状況、対策状況）

- ・技術の開発・検討
※警戒心の高い個体の捕獲方法の検討（課題④）

- ・広報・普及啓発（被害対策、餌付けの防止）
※自家用栽培の農地に関する啓発
※群れを除去した地域においても、再侵入や他の動物の被害に備えて、対策を啓発する（課題②）。

- ・【新】地域個体群に関する情報収集
改正ガイドラインでは地域個体群の定義が示されなかったが、今後の管理を進める上で参考とするため、地域間の遺伝的交流に関する情報などの収集を行う。

行動域の変遷 ※ニホンザル生息状況調査業務委託より

左：令和3年度、右：令和6年度



T 1 群について

1 現在の生息状況について

- 群れの頭数：20 頭（カウント調査による速報値）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
個体数	24	23	25	21	19	20（速報）
捕獲数（殺処分）	2	2		1		1
その他（事故死等）		2		2		

※群れの目標頭数：25 頭（令和 7 年度）

- 行動域に占める市街地・農耕地の割合が高く、森林の割合は少ない（市街地と農耕地の割合は、丹沢地域・南秋川地域では 1～4 割であるのに対し、T 1 群では約 8 割。）
- 環境省ガイドラインでは「要配慮地域」に位置付け（孤立度が高いこと、愛鷹の群れ・伊豆半島の群れとの接続パスとなっていること）。

要配慮地域において捕獲を実施する上での配慮事項（環境省ガイドラインから抜粋）

- ①捕獲を行う際は、識別された特定の加害群に対し、群れの加害レベルや群れの分布状況、群れ数等に応じて目標を明確にした計画的な捕獲を行う。
- ②捕獲数は必要最小限とし、あわせて被害防除対策に努める。
- ③個体群の保全に配慮して連続性を維持し、要配慮地域が存続するよう、できる限り群れ数を維持する。
- ④捕獲の意思決定に際しては、群れの現況を把握して地域実施計画を策定し、ニホンザルの保護・管理に関する専門家を交えた検討を行う。

以上を原則とするが、加害レベル、被害の状況（人身被害が発生もしくは発生するおそれがある、被害防除対策を実施しても被害が軽減しないなど）など地域の状況によっては、群れの全頭捕獲することも選択肢から排除しない。地域の状況に合わせて計画を策定し、計画的に捕獲を実施する。

また、全頭捕獲を実施した場合、連続性は低下することが想定されるため、連続性を低下させないよう補強に配慮する。具体的には、被害が発生、拡大しないよう考慮しつつ、隣接して生息する群れの存続や最適パス（移動・分散のための通路）上の生息環境を保全するなどの措置を講ずることを検討する。

さらに、当該地域だけでなく、周辺地域を含む広域的な個体群の状況も考慮し、要配慮地域が都府県境を跨いで存在する場合は、関係する自治体で捕獲に関する協議を行うことが望ましい。

2 被害状況について

- 農業被害が継続している。

農業被害額(千円)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
754	613	493	2,474	429

※町役場・農協への被害申告に基づく

- 市街地への出没が多く、生活被害・人身被害が深刻となっている。

生活・人身被害件数(件)

	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
	7,769	8,216	10,854

※令和 7 年 2 月～4 月に実施したアンケートに基づく

※R 7 年度には、露天風呂でかまれた（町環境課から聞き取り）、帰宅途中にかまれた（県保健所に報告・右足に 5 cm の咬み傷）という報告もある。

3 これまでの取組について 年度ごとの取組は、別紙のとおり

- ・ 追い払い（平日日中：町追い払い隊、夜間・休日：町職員。希望する住民にも爆竹・ロケット花火を配布。県専門員による追い払いも実施。）を行っているが、かなり人慣れしており、現在まで、効果を上げていない。また、住宅地においては、銃の使用にも制約がある。
- ・ 観光客による餌付けや農家による収穫残渣の放置の問題については、啓発を続けている。
- ・ 森林は維持管理されているが、ニホンザル対策として生息環境整備を進めることには限界あり。
- ・ 被害の多い地域は、山林の間に位置しており、効果的に侵入防止柵を設置できる場所が無い。
- ・ 個体数調整を実施（R2年度：2頭、R3年度：2頭、R5年度：1頭）
- ・ 加害個体の捕獲については、県・町ともに取り組んでいるが、R6年度以降、捕獲できておらず、課題となっていたが、R8年2月に1頭捕獲。
- ・ 県でも追い払い（支援C専門員）、追い上げ（H30年度委託）を行ってきたが、効果を上げていない。

4 今後の取組について

（現行計画での対応）

- ・ 追払いの継続（効果的な追払いの方法の検討など、県による技術的支援）
- ・ 加害個体オス4頭（うち1頭は2月に捕獲済み）の捕獲
通年 わなによる捕獲の実施
3月 県において銃器捕獲の実施

（次期計画に向けた対応）

- ・ 群れの除去（全頭捕獲）も含めた検討

5 地域からの要望について

令和7年7月24日 町議会から全頭捕獲の意見書

令和7年7月25日 湯河原町区長連絡協議会長から県議会あて全頭捕獲の陳情

令和7年8月27日 町長から全頭捕獲の要望（西湘地域首長懇談会）

令和7年12月2日 県議会自民党会派から、実効性ある対策を早急に講じるべき旨の要望

令和7年12月10日 町の経済団体から全頭捕獲の要望

以上

行動域（令和6年度ニホンザル生息状況調査より）

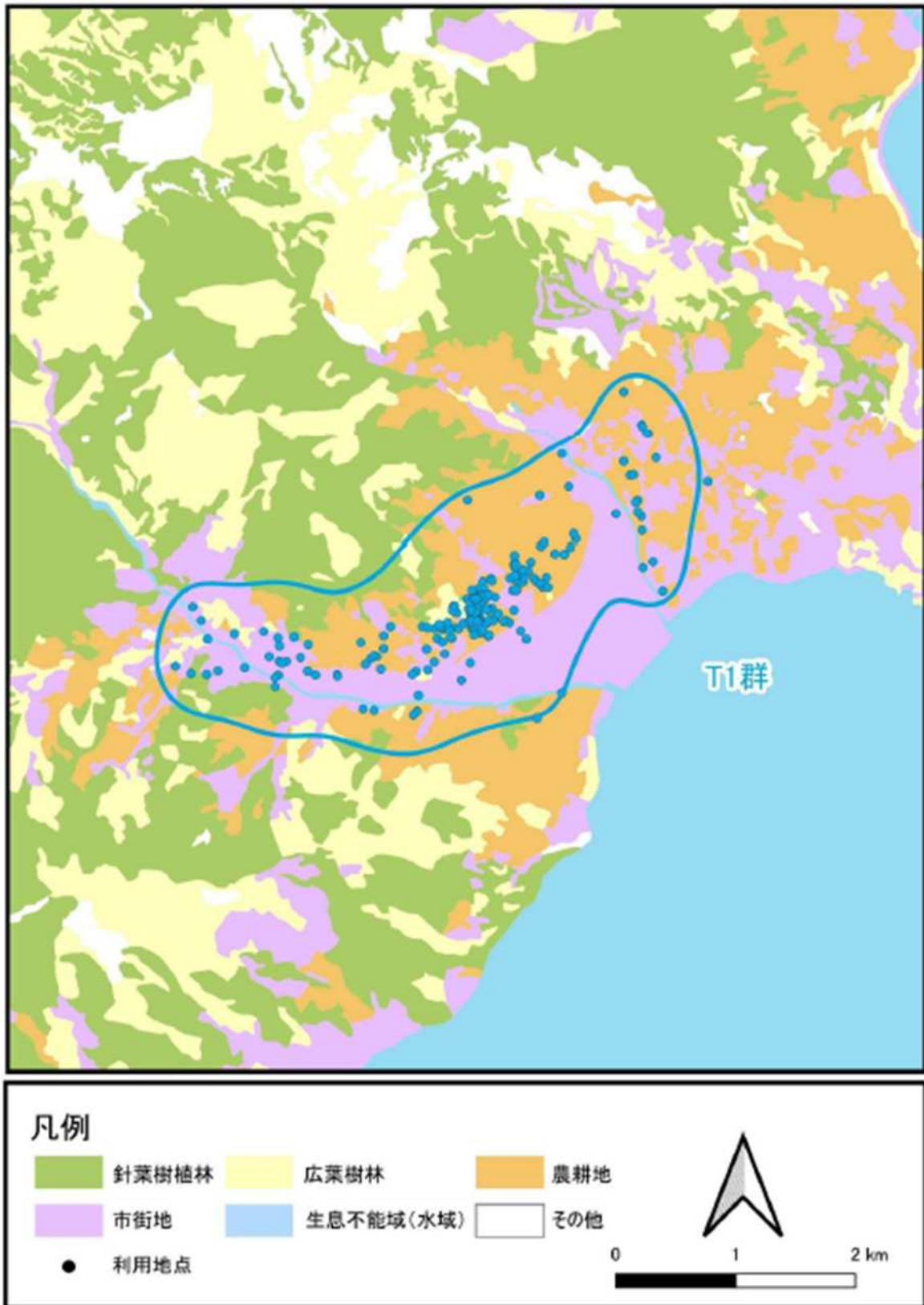
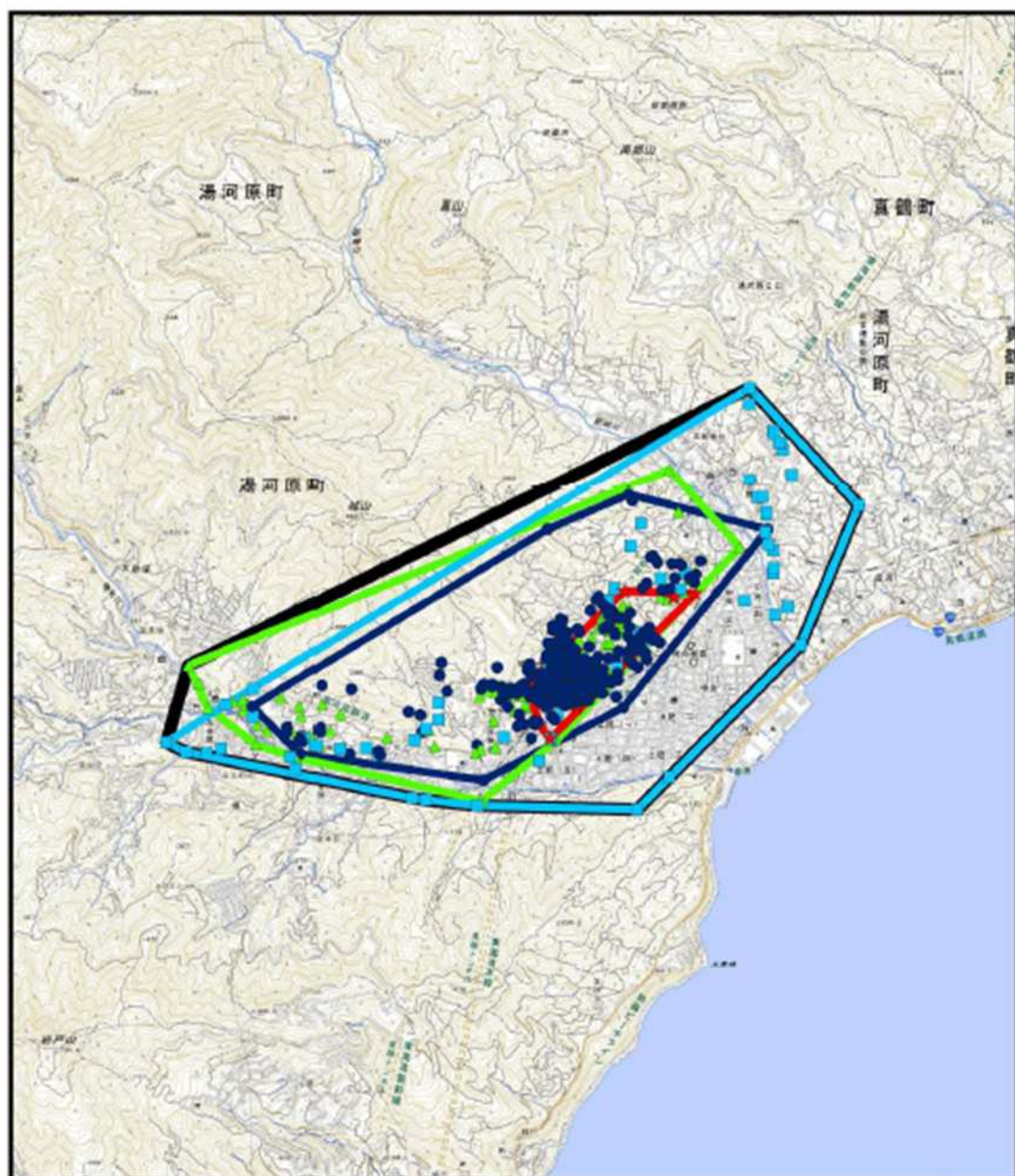


図 I-5-4. T1群の行動域（95%固定カーネル法）の生息環境



凡例

▲ 春(3~5月)確認位置

■ 夏(6~8月)確認位置

★ 秋(9~11月)確認位置

● 冬(12~2月)確認位置

春季行動域(最外郭)

夏季行動域(最外郭)

秋季行動域(最外郭)

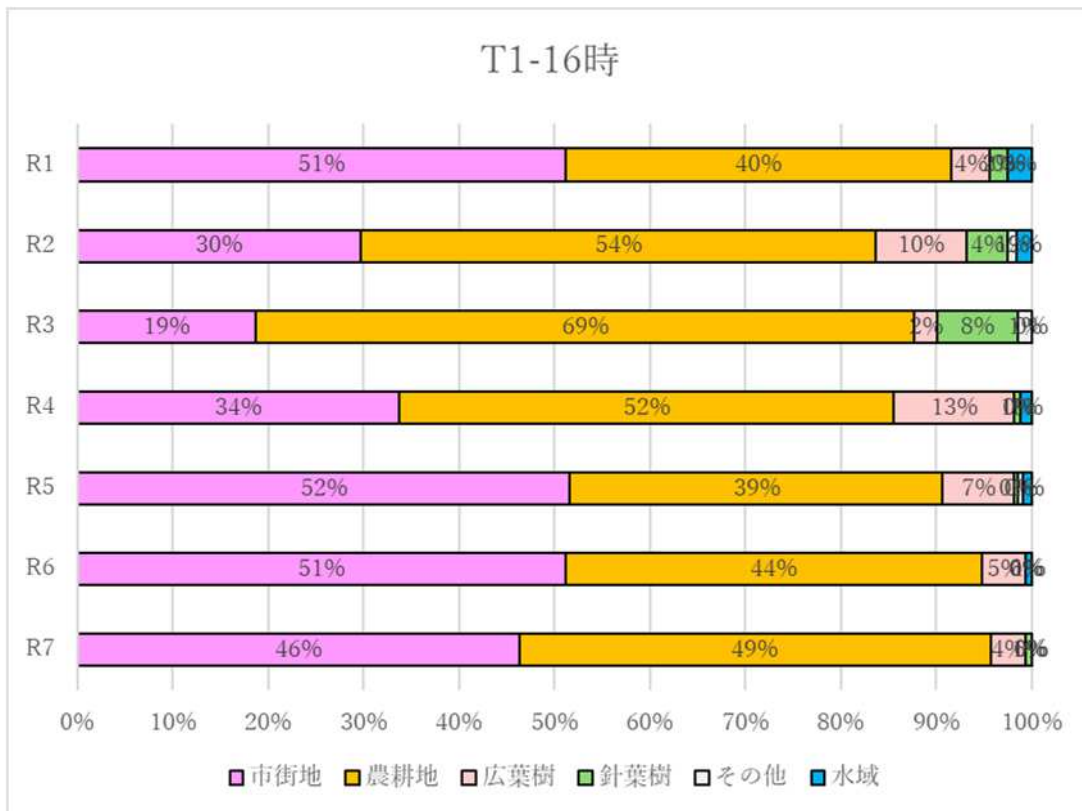
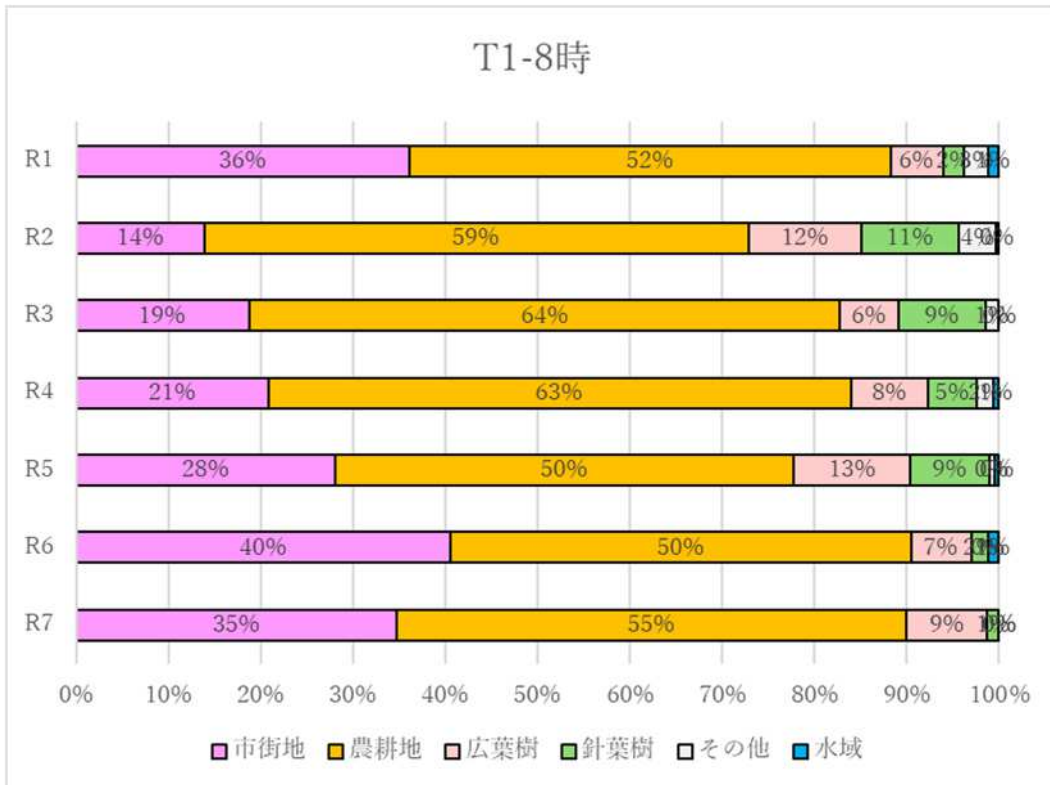
冬季行動域(最外郭)

年間行動域(最外郭)

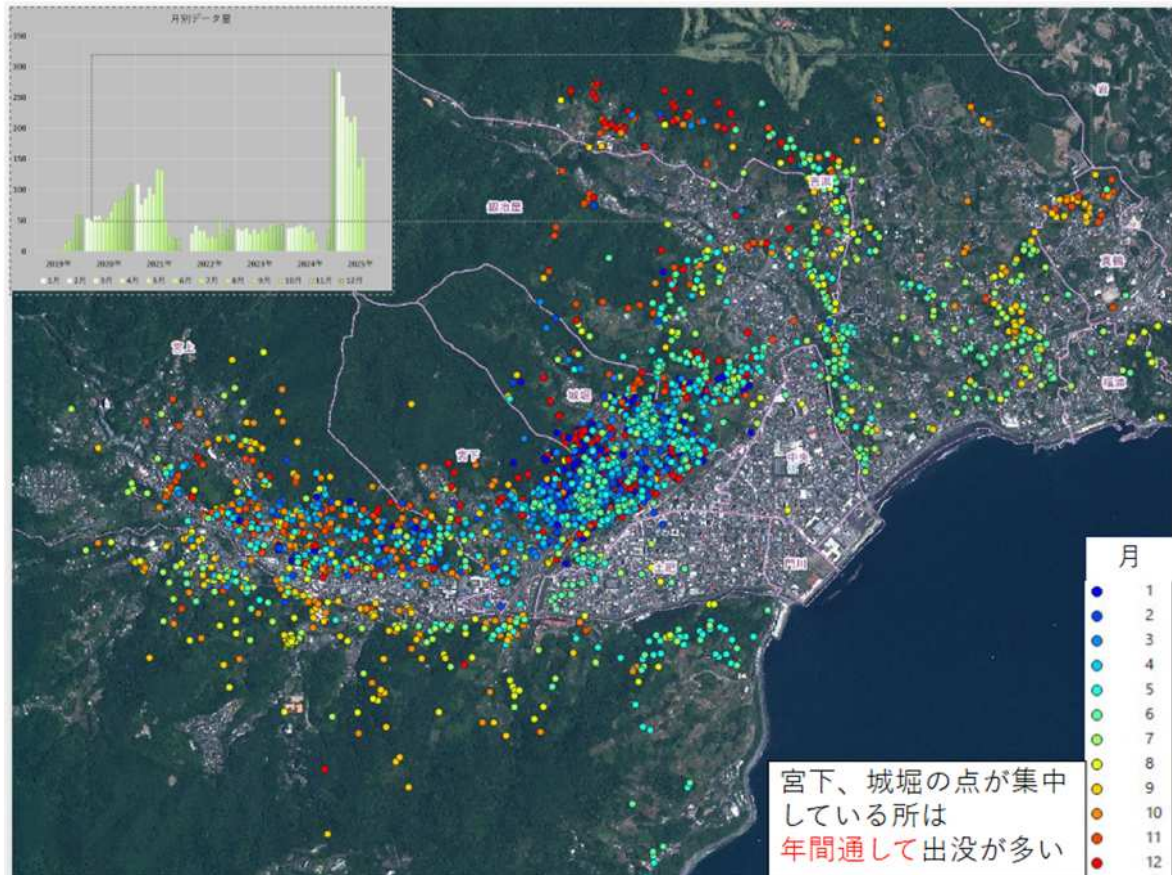
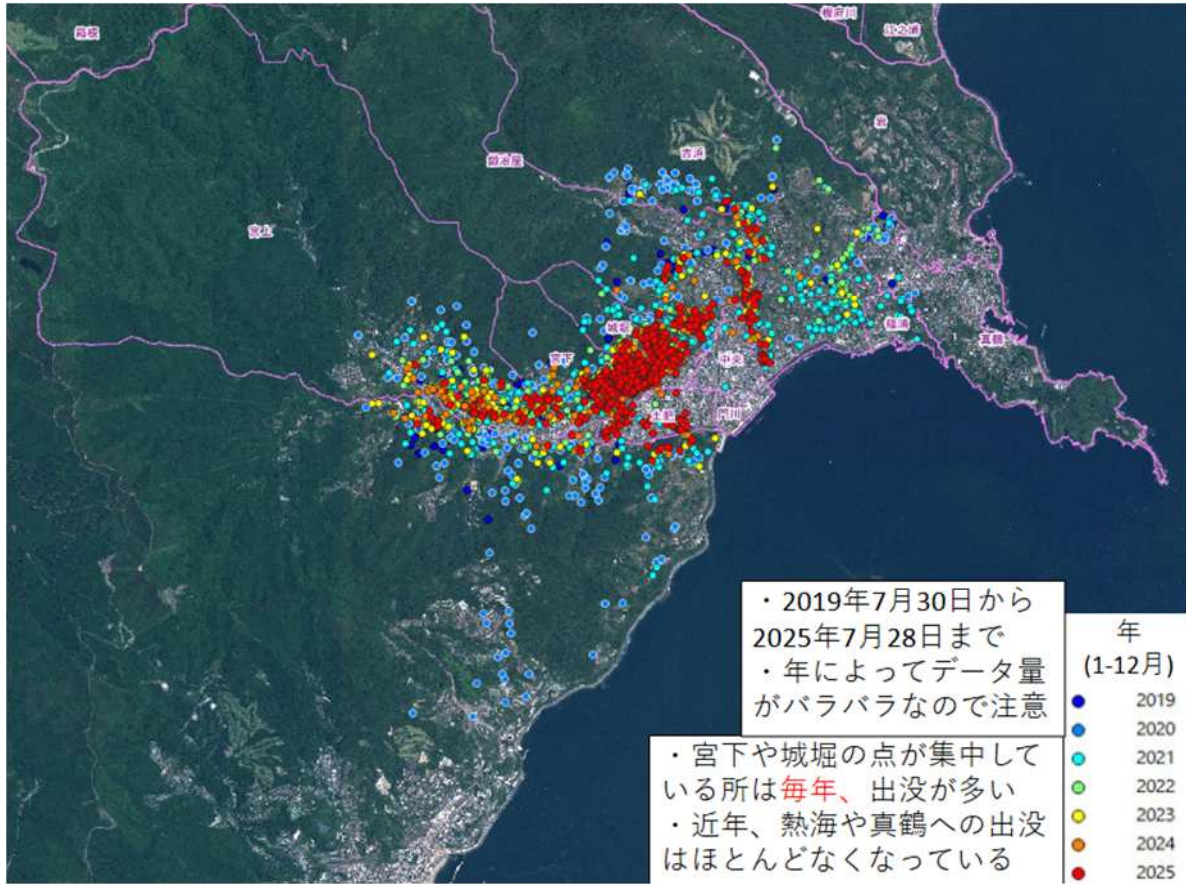


図Ⅱ-3-1-2. T1群の行動域(令和6年2月~令和7年1月)

利用環境の割合について



GPSデータより



湯河原町におけるニホンザル管理事業の実施状況（年度事業実施計画から）

	追払い	追い上げ	集落環境整備・その他	農地への防護柵
平成16年度	追払い 【出動 124】			
平成17年度	追払い 【出動 113】			
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員による被害、出沒通報に基づく追払い（エアガン、爆竹等）。 ・猟友会による追払い（ゴム弾・花火弾）。 【出動 110】			
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員による被害、出沒通報に基づく追払い（エアガン、爆竹等）。 ・猟友会による追払い（ゴム弾・空砲）。 【出動 79】		<ul style="list-style-type: none"> ・町内の幼・保育園、小・中学生及び保護者に対し生活被害防止に関するチラシの配布。 	
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・被害、出沒通報をもつての町職員による追払い（エアガン・爆竹等）。 ・猟友会による組織的追払い（空砲・ゴム弾使用）。 【出動 193回(T1・P1群)】		<ul style="list-style-type: none"> ・町内の幼・保育園、小・中学生及び保護者に対し生活被害防止に関するチラシの配布。 ・平成20年10月3日に「湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害防止対策にかかる協定」締結 	

	追払い	追い上げ	集落環境整備・その他	農地への防護柵
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員による被害、出沒通報に基づく追払い（エアガン・爆竹等）。 ・猟友会による追払い（ゴム弾・空砲）。 ・町鳥獣対策協議会追払い隊による週3～4日の追払い（空砲・ゴム弾使用） ・住民による継続的追払い作業を支援。（爆竹等の配布） <p>【出動 216 回(T1・P1 群)】</p>			
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員による被害、出沒通報に基づく追払い（エアガン・爆竹等）。 ・猟友会による追払い（ゴム弾・空砲）。 ・町鳥獣対策協議会追払い隊による週6日の追払い（空砲・ゴム弾使用） ・住民による継続的追払い作業を支援。（爆竹等の配布） <p>【出動 366 回(T1・P1 群)】</p>		<p><u>・住民からの目撃情報や追払い隊の活動等により生息状況把握に努めている。</u></p>	
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員等追払い員 293 人 191.5 日巡回 ・職員 30 回出動 <p>【出動 263 回(T1・P1 群)】</p>		<p><u>・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動</u></p> <p><u>・野菜残さ埋設励行</u></p>	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員等追払い員 213 人 209 日巡回(H25.1 月時点) ・職員 30 回出動 <p>【出動 275 回(T1・P1 群)】</p>		<p>・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発</p> <p>・野菜残さの埋設励行</p>	

	追払い	追い上げ	集落環境整備・その他	農地への防護柵
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員等追い払い員 237 人日巡回 ・ 職員 35 回出動 【出動 222 回(T1・P1群)】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・ 野菜残さの埋設励行 	
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員等追い払い員 256.5 人/日巡回 ・ 職員 31 回出動 【巡視・出動 231 回】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・ 野菜残さの埋設励行 	
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会等追い払い員 161 日延べ 210(H27.12 月時点) ・ 職員 64 回出動 【巡視・出動 298 回】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・ 野菜残さの埋設励行 	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣対策協議会追い払い隊 213 日 ・ 町職員 57 回 【巡視・出動 270 回】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残さの埋設励行など誘引物の除去 ・ 住民等への餌付け禁止の周知 	
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>希望する住民へ煙火を配布</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町鳥獣対策協議会追い払い隊 171 日、職員 32 回 【巡視・出動 256 回】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動、野菜残渣の埋設励行など一部の誘引物の除去 ・ 住民等への餌付け禁止の周知 ・ <u>地域水源林整備による森林整備</u> 【8.96ha】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>防護柵、防除ネットの資材購入費補助</u>

	追払い	追い上げ	集落環境整備・その他	農地への防護柵
平成30年度	・住民へ煙火配布	・湯河原町鳥獣対策協議会追払い隊 140 日、職員 32 回 ・ <u>県によるGPSを活用した追い上げの試行 12 日</u> 【巡視・出動 211 回】	人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発、野菜残渣の埋設励行など一部の誘引物の除去 ・住民等への餌付け禁止の周知 ・ <u>県と湯河原町は連携して、湯河原町鍛冶屋地区において集落環境調査を実施</u> ・ <u>県が地域ぐるみの鳥獣被害対策重点取組支援として、湯河原町と協力して農家等へのサル被害対策研修会を実施</u>	・防護柵、防除ネットの資材購入費補助
令和元年度	希望者への爆竹・花火の配布希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布	湯河原町鳥獣対策協議会追払い協力隊年間 252 日職員 25 回 【巡視・出動 277 回】	・人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残渣の適切な管理などの啓発 ・住民等への餌付け禁止の周知	・防護柵、防除ネットの資材購入費補助
令和2年度	希望者への爆竹・花火の配布希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布 <u>泊まり場付近住民を対象に追払い研修会実施</u>	湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追払い協力隊 195 日、職員 20 回（12 月末時点）吉浜小学校付近でのサル出没及び人家侵入に伴う登下校時の見回り強化（7/7～7/31） 【巡視・出動 273 回】	・人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの啓発 ・住民等への餌付け禁止の周知	・防護柵、防除ネット等の資材購入費補助サル対応電気柵設置補助 1 件

	追払い	追い上げ	集落環境整備・その他	農地への防護柵
令和3年度	希望者への爆竹・花火の配布 希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布 泊まり場付近住民を対象に追払い研修会実施	湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追払い協力隊 195 日、職員 20 回（12 月末時点）吉浜小学校付近でのサル出没及び人家侵入に伴う登下校時の見回り強化（7/7～7/31） 【巡視・出動 229 回】	・人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの啓発 ・住民等への餌付け禁止の周知	・防護柵、防除ネット等の資材購入費補助、サル対応電気柵設置補助 1 件
令和4年度	・希望者への爆竹・花火の配布 ・希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布	・湯河原町鳥獣対策被害対策捕獲・追払い協力隊 193 日、職員 9 回（12 月末時点） 【巡視・出動 263 回】	・人家周辺の果樹の早期収穫、野菜残さの適切な管理などの啓発 ・住民等への餌付け禁止の周知	・防護柵、防除ネット等の資材購入費補助
令和5年度	・希望者への爆竹・花火の配布 ・希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布	・湯河原町鳥獣被害対策捕獲・追払い協力隊 253 日延べ 270 人 258 回（12 月末時点） ・町職員による追払い 16 回（12 月末時点） 【巡視・出動 346 回】	・住民等への餌付け禁止の周知	・農作物被害防止のための防護柵、防除ネットの設置や捕獲檻、罟等の資材購入 1/2 以内 限度額 200 千円

	追払い	追い上げ	集落環境整備・その他	農地への防護柵
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 希望者への爆竹・花火の配布 希望する農業者（講習を受けた方）へ煙火の配布 町職員による追払い2回（12月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> 湯河原町鳥獣被害対策捕獲・追払い協力隊245日延べ126人190回（12月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> サルを誘因する果樹の位置の把握 住民等への餌付け禁止の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物被害防止のための防護柵、防除ネットの設置や捕獲檻、罟等の資材購入1/2以内 限度額200千円